

光 和 会 運 営 細 則

制定 2022年4月18日

第1条 本会の事務局は、会社の管理部総務グループに置く。

第2条 会則第20条に定める入会金については、当面は納入を求めず、
その納入時期と金額は、役員会の議決によって規定する。

第3条 会則第6条①に定める相当勤続年数は、概ね5年以上を原則とする。
また、会則第6条①に定める退職者には、出向解除者を含むものとする。